

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資金前渡) 第35条 (略) (1)～(21) (略)	(資金前渡) 第35条 (略) (1)～(21) (略) <u>(22) 出納取扱金融機関に支払を行わせることができない、郵便局等での支払を必要とする経費</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)